

周南市小中学校特別教室空調設備等整備アドバイザリー等業務プロポーザル 実施要領

1 目的

この実施要領は、周南市小中学校特別教室空調設備等整備アドバイザリー等業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

周南市小中学校特別教室空調設備等整備アドバイザリー等業務

(2) 業務の目的

別添「周南市特別教室空調設備等整備アドバイザリー等業務 仕様書」
のとおり

(3) 業務内容

別添「周南市特別教室空調設備等整備アドバイザリー等業務 仕様書」
のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年12月28日まで

(5) 履行場所

周南市内

(6) 業務に要する費用（提案上限額）

金40,990,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項
及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書の提出時点において、令和6・7年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）「4 調査・研究（設計関係を除く）」
の（小分類）「7 計画策定」又は「9 その他」に登録されていること、
かつ、令和8・9年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の
同分類について、申請手続が完了していること。

- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者であることかつ受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

4 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公告日

令和8年1月8日（木）

② 公告方法

周南市ホームページ

③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロード可能です。

また、教育委員会教育政策課でも配布します。

URL <https://www.city.shunan.lg.jp/>

(2) 参加表明書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び本市の契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

ア 参加表明書（様式2）

イ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

ウ 履行実績調書（様式3）

エ 業務実施体制（様式4）

② 提出期限

令和8年1月26日（月）17時必着（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとします。）

③ 提出場所

周南市教育委員会教育政策課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

④ 提出方法

郵送又は持参（いずれも提出期限内必着）

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、不達及び遅配を原因として参加希望者に不利益が生じても、本市はその責を負いません。

⑤ 提出部数

提出書類各 1 部

(3) プレゼンテーション及びヒアリング実施対象者の選定

応募者が 5 者未満の場合は、全ての応募者をプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者とします。

また、応募者が 5 者以上の場合は、同種業務実績件数（PFI 導入可能性調査又は PFI アドバイザリー業務）の多い方から 4 者程度を対象者に選定します。応募者に同種業務実績件数を同じくする者がある場合は、空調設備整備に関する同種業務実績件数の多い方から順に対象者に選定します。空調設備整備に関する同種業務実績件数を同じくする者がある場合は、業務実施体制において業務に従事する者の数の多い方から順に対象者に選定します。

(4) 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、令和 8 年 1 月 27 日（火）に「参加資格審査結果通知書」を電子メールで送付します。

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

- ① 企画提案書表紙（様式 5）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 見積書及び内訳書（任意様式）
業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること。
- ④ 管理技術者の経歴（様式 6）
- ⑤ 担当技術者の経歴（様式 7）

(2) 提出期間

令和 8 年 2 月 5 日（木）から令和 8 年 2 月 12 日（木）まで（受付時間帯は、土日祝日を除く 9 時から 17 時までとします。）

(3) 提出場所

周南市教育委員会教育政策課

〒745-8655 山口県周南市岐山通 1 丁目 1 番地

(4) 提出方法

郵送又は持参（いずれも提出期限内必着）

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、不達及び遅配を原因として参加希望者に不利益が生じても、本市はその責を負いません。

(5) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本7部とします。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールにより提出してください。

なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

(2) 受付期間

① 参加表明及び実施要領に関すること。

令和8年1月9日（金）9時から令和8年1月15日（木）17時までとします。（受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとします。）

② 企画提案書の作成、提出に必要な事項及び仕様書に関すること。

令和8年1月9日（金）9時から令和8年2月2日（月）17時までとします。（受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとします。）

(3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

教育政策課 E-mail : ed-seisaku@city.shunan.lg.jp

電話番号：0834-22-8533

(4) 回答方法

① 参加表明及び実施要領に関すること。

令和8年1月19日（月）17時以降に周南市ホームページに掲載します。

② 企画提案書の作成、提出に必要な事項及び仕様書に関すること。

令和8年2月4日（水）17時以降に周南市ホームページに掲載します。

なお、参加表明書提出者以外からの質問には、回答しません。

7 選定方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

なお、企画提案書等を提出した事業者が1者の場合でも、当該企画競争は成立します。

① 実施場所

別途通知します。

② 実施日時

令和8年2月20日（金）（予定）

※正式な日程・時間等は別途通知します。

③ 実施時間

1 提案者当たり50分以内とし、企画提案の説明時間を25分以内、質疑応答を25分以内とします。

④ 出席者

4人以内で、本業務に関わる者とします。

⑤ その他

ア プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書に記載された内容（文章・図・表・画像・スケッチ等）を基に項目順に説明することとします。

また、当該内容の範囲内であれば、拡大用紙やパネル・プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とします。

なお、提案の説明に要するパソコン等の機材は提案者で用意することとします。ただし、プロジェクター、スクリーンは、本市で用意します。

イ 企画提案書にない新たな提案や追加資料の配布は認めません。

ウ プレゼンテーションにおいて、会社名及び会社名が認識できるようなロゴなどを掲出したり、口頭で説明したりすることは禁止します。

(2) 受託候補者の選定

① 評価会の設置

企画提案書等の評価は、本市が設置する「周南市小中学校特別教室空調設備等アドバイザリー等業務プロポーザル評価会」が行います。

② 評価方法

業務実績、業務実施体制、企画提案内容（プレゼンテーション・ヒアリング内容）及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価します。

③ 受託候補者の決定

各評価者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。

なお、同点の場合は、評価項目の「提案内容の的確性」に係る評価点の高い者を受託候補者とし、それでもなお同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とします。

④ 最低基準点の設定

評価項目の総配点に評価者の人数を乗じた点数を満点とし、その6割を最低基準点とします。最低基準点以上の者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

⑤ 選定結果

選定結果は、契約締結後、周南市ホームページで公表します。

【選定結果の公表事項】

ア 特定された受託候補者名、評価点及び選定理由

イ 参加者の名称（五十音順）

ウ 参加者の評価点（点数順）

注：イとウの対応関係は、明らかにしない。

また、令和8年2月25日（水）以降、プロポーザル参加者全員に「選定結果通知書」を電子メール及び文書で送付します。

なお、選定結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめ御了承ください。

8 評価基準及び配点

項目	評価項目	評価の視点	指標	配点
業務の実施体制 (18点)	実施体制 (18点)	業務を遂行するために必要な知識・経験を有し、適切な業務を提供できる実施体制を整えているか。	参加者がPF1導入可能性調査又はPF1アドバイザリー業務に関する業務の実績があるか。 (特に空調設備整備又は照明LED化に関する実績)	5
			管理技術者（業務全体の総括責任者）がPF1導入可能性調査又はPF1アドバイザリー業務に関する業務の実績があるか。 (特に空調設備整備又は照明LED化に関する実績)	5
			担当技術者が適正に配置され、また、PF1導入可能性調査又はPF1アドバイザリー業務に関する業務の実績があるか。 (特に空調設備整備又は照明LED化に関する実績)	5
			弁護士が配置されているか。	3
企画提案内容 (74点)	実施方針 (10点)	業務の実施方針が的確か。	本事業の目的・条件等の理解度が高く、具体的かつ有効な方針が提案されているか。	5
		現況を把握し、課題が整理できているか。	事業規模等の本事業の条件や空調とLED化の組み合わせ、社会情勢を含む全国的な動向を踏まえ、整理されたものになっているか。	5
	実施スケジュール (13点)	業務履行の実施スケジュールが実現可能なものか。	・行政としての意思決定過程や手続き等が考慮されたスケジュールが作成されているか。 ・役割分担が明確か。 ・整理された課題を踏まえたスケジュールになっているか。	8
		円滑に事業を推進するための支援や工夫があるか。	スケジュール上の各種手続きや不測の事態への対応について、円滑に取り組むための支援があるか。	5
	提案内容の的確性 【導入可能性調査】 (20点)	PF1方式等の導入可能性について的確な判断ができるか。	VFMの定量的評価の他に、資材調達の動向、光熱費や物価の高騰なども含めた項目について、的確に把握し検討できるか。	5
			民間事業者を対象にした市場調査を的確に実施できるか。また、市内業者の活用方法について、的確に検討できるか。	8
			・他の手法との比較検討を的確に実施できるか。 ・空調と照明という異なる分野に対して、PF1方式をはじめとする公民連携手法の選定について的確な判断ができるか。	7
	同上 【アドバイザリー業務】 (25点)	事業者の公募条件等が整理できるか。	官民双方の視点から有効な事業スキーム（業務内容、期間、SPCの設立要件等）の構築ができるか。	10
			全国的な動向、将来の人口減少、財政負担の軽減等の課題に対して、本市の状況をどのように整理できるか。	5
			地元事業者の参画促進に向けた諸条件の整理ができるか。	10
	同上 【その他】 (6点)	その他、業務実施に当たって有効な提案の有無	上記以外の有効な提案があるか。（2提案まで）	6
説明能力 (3点)	プレゼンテーション能力 (3点)	説明者の説明能力	提案内容の明確な説明及び質疑に対する的確な回答があるか。	3
見積価格 (5点)	見積価格 (5点)	適正な価格設定か。	配点（5点）×（提案価格のうち最低価格／提案者の提案価格） ※小数点以下切捨て	5
合計				100

9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和8年1月8日(木)
② 実施要領等に関する質問受付	令和8年1月9日(金)から 令和8年1月15日(木)まで
③ 企画提案書等に関する質問受付	令和8年1月9日(金)から 令和8年2月2日(月)まで
④ 実施要領等に関する質問回答	令和8年1月19日(月)
⑤ 参加表明書の提出期限	令和8年1月26日(月)
⑥ 参加表明者の確認結果の通知	令和8年1月27日(火)
⑦ 企画提案書等に関する質問回答	令和8年2月4日(水)
⑧ 企画提案書等の受付期間	令和8年2月5日(木)から 令和8年2月12日(木)まで
⑨ 企画提案書の評価及びヒアリング の実施	令和8年2月20日(金)(予定)
⑩ 選定結果の通知	令和8年2月25日(水)(予定)
⑪ 業務委託契約の締結	令和8年3月上旬(予定)
⑫ 選定結果等の公表	契約締結後

10 契約（受託候補者特定後）

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となります。ただし、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。

なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

(3) 支払

原則として業務完了後、一括払とします。

11 留意事項

(1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
 - ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があつた場合
 - ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があつた場合
 - ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングを正当な理由なく欠席した場合
 - ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
 - ⑦ 公告及び実施要領等に違反する場合
 - ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があつた場合
- (2) その他の留意事項
- ① 企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
 - ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
 - ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
 - ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
 - ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
 - ⑥ 手続において用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
 - ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式8）により、担当課へ届け出てください。
 - ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に基づき公開することができます。
- ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
 - ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。

⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

12 問い合わせ先

所在地 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

担当部署 周南市教育委員会教育政策課 施設担当

電話番号 0834-22-8533

FAX番号 0834-22-8534

E-mail ed-seisaku@city.shunan.lg.jp